

3 資産課税

- 相続税については、格差固定の防止、再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から、最高税率を引き上げるなどの見直しを行います。
- 贈与税については、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属（20歳以上）への贈与に係る贈与税の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しを行います。

相続税 ※ 平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用します。

■基礎控除の見直し（案）

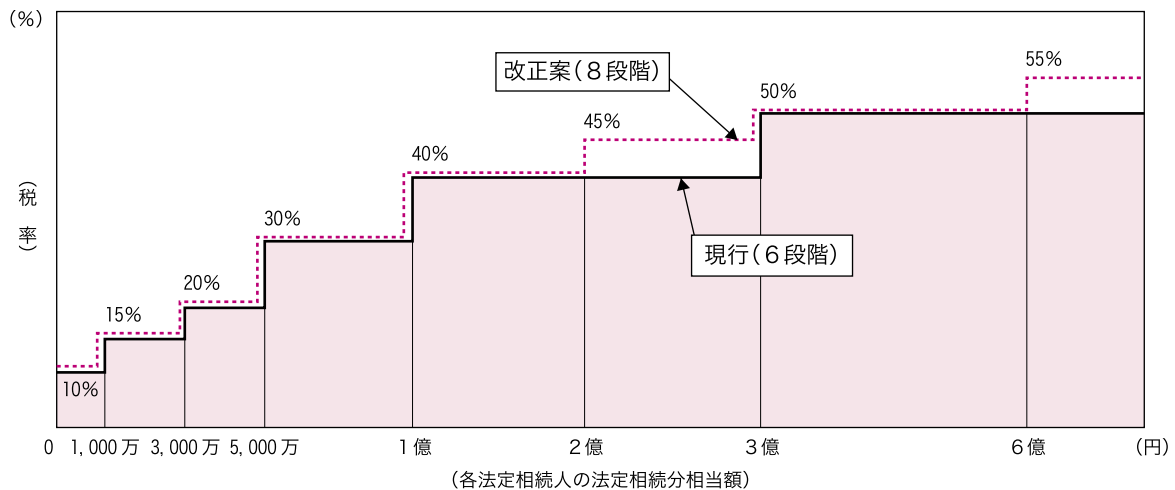
相続税の基礎控除について、以下の見直しを行います。

【現 行】【改正案】

$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人数}$ \Rightarrow $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$

■税率構造の見直し（案）

相続税の税率構造について、以下の見直しを行います。



■死亡保険金に係る非課税措置の見直し（案）

死亡保険金に係る相続税の非課税措置について、以下の見直しを行います。

【現 行】【改正案】

$500万円 \times \text{法定相続人数}$ \Rightarrow $500万円 \times \text{次のいずれかに該当する法定相続人数}$

- ① 未成年者
- ② 障害者
- ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

■未成年者控除・障害者控除の見直し（案）

相続税の未成年者及び障害者に係る税額控除額について、以下の引上げを行います。

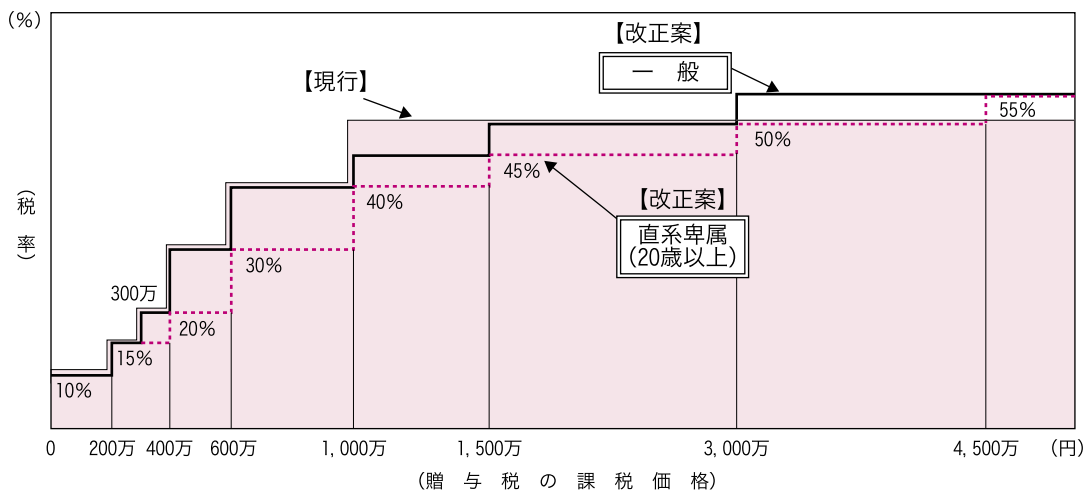
	【現 行】		【改正案】
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	⇒	10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円（特別障害者：12万円） ×85歳に達するまでの年数	⇒	10万円（特別障害者：20万円） ×85歳に達するまでの年数

贈与税

※ 原則として平成23年1月1日以後の贈与について適用します。

■税率構造（暦年課税）の見直し（案）

贈与税の税率構造について、以下の見直しを行います。



■相続時精算課税制度の見直し（案）

相続時精算課税制度の適用要件について、以下の見直しを行います。

	【現 行】		【改正案】
受贈者	20歳以上の <u>推定相続人</u>	⇒	20歳以上の <u>推定相続人及び孫</u>
贈与者	<u>65歳以上</u> の者	⇒	<u>60歳以上</u> の者

【参考】相続時精算課税制度の概要（改正案による計算例）

	相続時精算課税 の制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産 として残す場合の計算例（配偶者+子2人）	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始 まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20% の税率	贈与額：3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 × 20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
【相続時】	贈与財産額（贈与時の価額）を相続 財産の価額に加算して、相続税額を 精算	贈与額：3,000万円 相続額：1,500万円 4,500万円 < 基礎控除：4,800万円 → ・無税 ・贈与時の納付 税額100万円 は還付	無 税
		合計納税額	0円
			1,036万円